

家畜衛生情報誌

『 一 支 国 』

2011. 秋号



写真：当田の交差点から

壱岐振興局農林水産部 壱岐家畜保健衛生所

〒811-5734 長崎県壱岐市芦辺町国分本村触1385-1 TEL : (0920)45-3031
E-mail : s13230@pref.nagasaki.lg.jp FAX : (0920)45-3386

～Website～

<http://www.n-nourin.jp/ah/agrilink/hukyuu/iki/kakuka/3iseika.html>

飼養衛生管理基準が改正されます

昨年の宮崎県における口蹄疫の発生や11月以降発生した高病原性鳥インフルエンザを受け、今年4月に家畜伝染病予防法が一部改正されたことはお知らせしたところです。

これに伴い、10月1日付けでさらに細かい内容について省令の改正が行われ、同時に新たな飼養衛生管理基準が施行されます。

これまで全家畜共通の10項目で概念的だった基準が、牛関係で22項目、豚関係24項目、鶏関係25項目と家畜ごとにわかり易くより具体的に、厳密化された内容になっています。

詳細は後日、全農家へお知らせして行きますが、今回は特に重要となる以下の3点について大事な項目を記載します。

★発生の予防

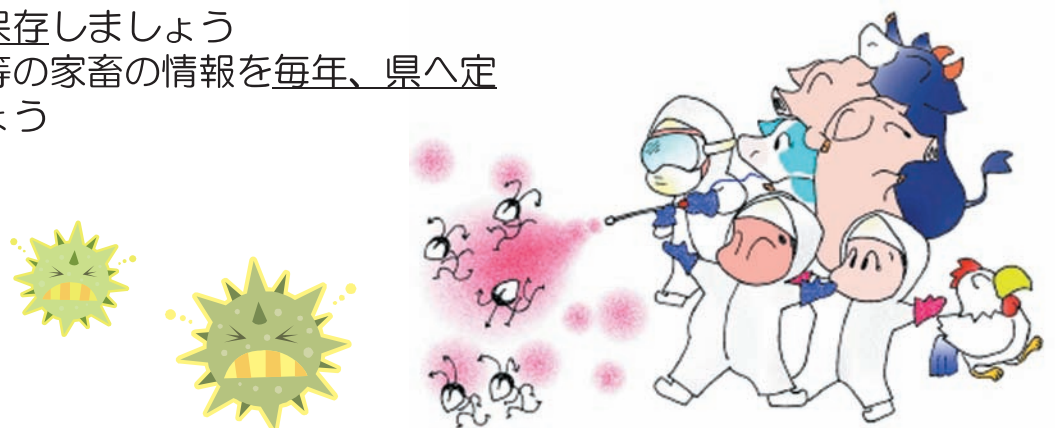
- ・人や車両による病原体の持ち込みを防止するために消毒設備を設置しましょう
- ・飼養場所だけでなく、飼料倉庫などの関連施設を含めた場所全体（「衛生管理区域」と言います）をロープや柵などで明確に区分しましょう
- ・施設を定期的に清掃・消毒し、衛生状態を保ちましょう

★早期発見・早期通報

- ・日頃から家畜の健康管理に勤めましょう
- ・特に「口蹄疫」や「鳥インフルエンザ」が疑われる場合は直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう（これらの病気では「特定症状」として特徴を示します）

★的確な初動防疫対応

- ・埋却地等の準備をしましょう
- ・立ち入った人、家畜の移動、健康状態等を記録して、1年以上保存しましょう
- ・頭羽数、畜舎数等の家畜の情報を毎年、県へ定期報告をしましょう



鳥インフルエンザ対策のさらなる徹底を！

高病原性鳥インフルエンザは昨シーズン11月～3月に9県24農場で発生し、野鳥では16道府県26地域で感染が認められ、過去最多となりました。専門委員会の調査報告によると、ウイルスを保有した渡り鳥による国内への持ち込みが主な侵入経路とみられ、大陸や朝鮮半島の経由と北方経由の2つの侵入経路があったことが多発の要因につながったと考えられています。

世界的には、ワクチンを使用しているインドネシア、ベトナム等での発生が続いており、渡り鳥が感染するリスクは依然として高い状況にあります。また感染した渡り鳥が北方の営巣地へ持ち帰ったウイルスが凍結維持され、感染が繰り返されているという見方もあり、渡り鳥の動きに注意が必要と思われます。

以下に主な対策のポイントを示しました。渡り鳥が南下し始める10月までにはしっかりと対策をしておきましょう！

1. 野鳥、野生動物の侵入防止対策（防鳥ネット）
2. ネズミ対策
3. 人、車両による侵入防止（消毒の徹底）
4. 飲用水による侵入防止対策（飲水の消毒）

家さんの健康観察は日頃から。異常があればすぐご連絡をお願いします。

だれでも簡単！消石灰撒き器の紹介

消石灰は強アルカリで幅広く病原体に効果を示す、安価で入手しやすい有効な消毒薬ですが、撒きムラが出来る、吸い込むとのどを痛める、汗でかぶれる等、取り扱いに注意が必要です。また消毒薬全般に言えることですが、**効果を持続させるために定期的な交換、追加をすることがとても重要**です。

そこで、簡単な資材で作れるお手軽石灰撒き器をご紹介します。畜舎周辺の消毒、車輛消毒用の消石灰帯への散布等にお役立てください。

～使用した材料～

- ①コンテナ（網底）
- ②ひも
- ③ネジ
- ④キャスター
（75mm径×2コ
50mm直径×2コ）



前後の車輪の径がずれている方がよく撒けます。凸凹斜面もOK！

キョウチクトウに気をつけて！

8月中旬にキョウチクトウ中毒を疑う繁殖牛の死亡事故が発生しました。給与されていた野草の中にキョウチクトウの落ち葉が混じっており、それを食べたものと思われました。実際に現場を確認したところ、草を刈った地点の頭上にはキョウチクトウが生えており、その下には枯葉が多数落ちていました。

毒の成分は枯葉でも消失しないので、キョウチクトウが生えている付近の野草は給与しないでください。



大型の低木で
高さ3～4m、
大きいと5m
に達する



現場から回収
された枯葉



5～20cmの葉で、
びわのような硬い質感

冬仕度は万全ですか？

日に日に寒さが増し、朝晩の気温差が激しい季節になりました。早めの寒さ対策で、家畜の疾病を予防しましょう。

1. 北風の吹き込む方向はコンパネやカーテン等ですきま風を防ぎ、子牛に直接風を当てないようにしましょう。但し、換気不足はかえって呼吸器病を助長するので、密閉は避けてください。
2. 子牛には投光器やヒーター等を使い、暖かいスペースを確保してあげましょう。お腹を冷やさないう、床にはおがくずやワラ等をたっぷり敷いてください。
3. 寒冷時は子牛の下痢も増えます。下痢が見られたら他の子牛と隔離し、速やかに獣医師の診察を受けましょう。
4. 風の穏やかな天気の良い日は、親子とも外で日光浴をさせてあげましょう。



現場後代検定取得交配へ御協力を

平成23年度第2回目の現場後代検定取得交配（試験種付け）が始まります。
吉岐地区での対象牛は、吉岐産の「牛若平（うしわかひら）」号と
「秋山花（あきやまはな）」号です。

交配頭数は各20頭、交配期間は11月15日～12月30日です。

なお、試験種付けを行った場合は補助金が交付されますので、詳しくは家畜保健衛生所へお問い合わせ下さい。

☆「牛若平」号のプロフィール☆

生年月日：平成21年10月25日生

生産地：吉岐市郷ノ浦町初山西触

生産者：山口 勲さん

血統：安平一牛若丸一平茂勝

初山出身です



☆「秋山花」号のプロフィール☆

生年月日：平成21年11月13日生

生産地：吉岐市石田町池田東触

生産者：山口 光明さん

血統：第1花国一平茂勝
一安福165の9

受精卵移植で
生まれたコ



振興局職員を対象に口蹄疫机上演習を開催

平成23年7月28日と8月4日、口蹄疫防疫態勢のさらなる強化のために、吉岐振興局第1別館会議室にて口蹄疫防疫机上演習を行いました。出席者は総勢87名で、9割以上の職員が参加しました。各職員は事前に「吉岐地区口蹄疫初動防疫マニュアル」で示された役割を確認して演習に参加し、具体的な作業や時系列での動きを再確認しました。

最後に昨年宮崎県で発生した口蹄疫の映像を流し、「発生時の大変さ」と「防疫作業の重要性（各自の責任の重さ）」を確認することができ、有意義な演習となりました。



吉岐のエコフィード（焼酎粕）が全国で紹介されました！

去る8月30～31日、第52回全国家畜保健衛生業績発表会が東京都の日比谷公会堂で開催されました。全国約630の演題の中から選出された48題が発表され、当所からは松井獣医師が「吉岐地域での焼酎粕原液のエコフィード利用推進の取り組み」を発表し、農林水産省消費・安全局長賞を受賞しました。

焼酎粕原液の繁殖牛への給与上限8kg/頭を厳守することで、繁殖成績等への影響もなく、飼料費が年間約14,000円/頭が低減できたことや、産業廃棄物の有効利用といった点が評価されました。

農家の経費節減と未利用資源の有効利用が進めば吉岐の産業活性化に繋がるため、今後の利用拡大が期待されます。



編集後記

平成23年9月10日(土)に家畜市場で開催された、長崎県獣医師会吉岐支部主催の動物愛護フェスティバルに参加してきました。今回の長寿犬は宮元ミッチー君、辻川カイ君、小久保ポール君で、ともに15歳でした。おめでとうございます☆

講習会では、福山美佐子先生をお招きし、愛犬のブラッシング、爪きり、シャンプー等トリミングの基本から、ちょっとしたコツまでをわかりやすく解説していただきました。

皆さんも、色々な形で動物とのコミュニケーションを楽しみ、ともに末永くお過ごしくださいね。

平山会長宅の
銀河君も参加



牛・豚・鶏などの家畜の飼養者は 毎年1回県への報告をお願いします！

家畜伝染病の「口蹄疫」や「高病原性鳥インフルエンザ」の発生を受け、**愛玩目的を含めて家畜を1頭(羽)でも飼養している方は、その飼養状況などを毎年1回県へ報告**することが家畜伝染病予防法で義務化されました。

対象者 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥を飼養する方

報告内容

※平成23年は10月1日現在の状況を、平成24年以降は2月1日現在の状況を報告

1. 基本情報 (規定の様式に記載します)

- (1) 家畜の所有者の氏名又は名称
- (2) 家畜の所有者の住所
- (3) 管理者の氏名又は名称
- (4) 管理者の住所
- (5) 農場の名称
- (6) 農場の住所
- (7) 家畜の種類及び頭羽数
- (8) 畜舎等の数

<少頭(羽)数飼養の方へ>

牛、水牛、馬……………1頭
鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし…6頭未満
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥……………100羽未満
だちょう……………10羽未満

の飼養者は、**「1. 基本情報」の枠内項目の報告のみ**となります。
また、「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」の添付も不要です。

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

※平成23年の報告では必要ありません。24年以降は別途添付が必要です。

【衛生管理区域の設定】

- ① 農場の敷地の平面図(衛生管理区域の出入口を明示したもの)
- ② 部外者等を農場に立ち入らせないための措置と、やむを得ず立入った場合に家畜に接触させないための措置の内容(例:看板の設置)

【衛生管理区域への病原体の持ち込み防止】

- ① 農場の敷地の平面図(消毒施設の設置箇所を明示したもの)。
- ② 設置した消毒設備の種類(例:踏込消毒槽、動力噴霧機)

【衛生管理区域の衛生状態の確保】

畜舎ごとの家畜の飼養密度

【埋却等の準備】

- ① 飼養頭数に応じた埋却地の確保状況
 - ア 埋却予定地の所在地
 - イ 埋却予定地の所有者及び利用形式(自己所有地、賃貸、利用契約等)
 - ウ 埋却予定地の面積(合計)及び現在の利用状況
 - エ 農場から埋却予定地までの距離
 - オ 近隣住民等関係者への説明及び承諾状況
 - カ その他、埋却を確実にかつ迅速に行うための参考事項
- ② 焼却又は化製処理を行う場合
 - ア 施設の名称及び住所
 - イ 農場から当該施設までの距離
 - ウ 近隣住民等関係者への説明及び承諾状況
- ③ 埋却地や焼却処理施設の確保ができていない場合は、確保に向けた取組状況

【大規模農場に関する追加措置】

- ① 大規模所有者に該当する場合にあっては、定めた獣医師の名称及び又は定めた診療施設の名称
- ② 大規模所有者(馬の大規模所有者を除く)に該当する場合にあっては、特定症状が確認された場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したルールの写し

提出先

最寄りの家畜保健衛生所(郵送でも構いません)

提出期限

平成23年分: 家畜の種類を問わず**平成23年12月15日**

平成24年以降: 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあっては**毎年4月15日**、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあっては**毎年6月15日**

◎問い合わせ先・提出先

吉岐家畜保健衛生所

〒811-5734 吉岐市芦辺町国分本村触1385-1

TEL: 0920-45-3031